愛媛版

外国人材と働くためのガイドブック

～はじまり編～

愛媛経済同友会

2022年4月現在

はじめに

昨今マスメディアなどで「労働力人口の減少による人手不足は深刻化しています」とのキーワードをよく見かけたり、聞いたりします。

労働力の補完として外国人労働者に大きなスポットライトが当たっていますが、外国人を採用するために何から始めていいのかわからない企業も多いのではないでしょうか?

当ガイドブックは外国人材採用をわかりやすく愛媛版としてまとめました。

外国人材の選定、受入れにあたっては、採用手続きや受入体制構築などの知識・ノウハウが必要となります。中には、外国人材に関心と必要性を持ちながらも採用に踏み出せない企業も見受けられます。違った国民性と文化をもつ外国人材 のことを理解せずに受入れを進めた結果、トラブルや早期離職になってしまったというケースもあります。

知っておくべきポイントを簡単にまとめたものですので、関心を持たれる企業様には是非ご参考としてもらい、外国人を採用して、現況を打開し、会社をより成長さすためのヒントとしてご活用ください。

目 次

第1章 「外国人材と働く」とは ……P.03

1 愛媛県における外国人労働者の現状

愛媛県の在留資格(目的)別在留外国人数の推移(2021年6月現在)

県内市町別在住外国人数(2021年6月現在)

2 外国人材と働くにあたり知っておくべきこと

●優秀な人材を確保

●文化、生活環境にとらわれない多様性によるイノベーション創出

●海外ビジネスの展開

外国人材を採用するメリット

3 外国人材採用までの流れ

外国人材の求人から採用までの流れ

●文化などの違い

外国人材採用にあたって取り組むべき事項

第2章 外国人材の採用 ……P.08

1 採用計画

●社内での外国人材採用における背景と目的の説明

●求人に向けての一般的な方法

●住居の確保支援

●近隣にある外国人支援機関リストを作成

●緊急連絡先の確保

第3章 「外国人材の受入体制」 ……P.12

1 社風と日本の文化を伝えることが大切

入社時のオリエンテーションで説明すべき内容

掲示物・業務マニュアルの見直し

社内文書見直しのポイント

2 外国人社員の受入れのポイント

外国人社員への日本語学習支援

外国人社員を叱るときに注意すべきこと

●宗教に対する配慮

●絶対に避けるべき事柄

◆特定の宗教・国・国籍の方に対する持論の展開

◆結婚・子供の予定などプライベートなことを無理に聞き出す

愛媛外国人材相談デスク ……P.16

第1章「外国人材と働く」とは

1 愛媛県における外国人就労者の現状

愛媛県の在留資格(目的)別在留外国人数の推移(2021年6月現在)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
教授	62	57	58	59	55	47	49	49	47	44	42	39	34	26	24
芸術	1	1	−	−	−	−	−	1	1	1	−	−	−	−	−
宗教	33	28	31	19	20	13	6	8	5	4	3	3	4	6	4
報道	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
高度専門職1号イ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	6	2	2	1	3
高度専門職1号ロ	−	−	−	−	−	−	−	−	1	2	7	9	9	12	9
高度専門職1号ハ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1
高度専門職2号	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1	1	1
経営・管理	3	4	6	6	7	7	8	15	21	27	29	32	27	22	25
法律・会計事務	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
医療	3	2	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−
研究	6	2	3	2	1	2	2	1	1	1	1	3	2	1	−
教育	100	104	105	108	103	106	109	109	104	114	117	131	147	107	100
技術・人文知識・国際業務	374	404	402	347	365	368	367	389	415	408	449	428	551	648	672
企業内転勤	40	40	59	48	56	62	72	82	91	99	163	82	65	46	42
介護	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)2	(追加)6
興行	101	67	43	24	14	3	4	11	11	8	14	8	7	8	8
技能	66	72	64	77	91	113	119	102	107	124	110	105	113	96	104
研修	2,152	1,996	1,550	94	31	27	10	10	11	6	13	9	9	−	−
特定活動	2,356	2,668	3,010	1,145	78	33	34	46	244	369	472	523	637	1,380	1,184
特定技能(1号〜3号)	(0)	(0)	(0)	(2,701)	(3,743)	(3,875)	(3,796)	(3,976)	(4,653)	(5,329)	(5,753)	(6,029)	(7,199)	(6,639)	(6,413)
┌ 特定技能1号	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	(追加)22	(追加)241	(追加)438
│ 特定技能2号	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	(追加)−	(追加)−	(追加)−
│ 技能実習1号イ	−	−	−	148	206	143	110	204	152	130	145	143	151	44	51
│ 技能実習1号ロ	−	−	−	1,035	1,368	1,315	1,213	1,608	2,087	1,998	2,189	2,209	2,671	1,120	903
│ 技能実習2号イ	−	−	−	197	212	280	238	156	226	284	199	212	231	239	200
│ 技能実習2号ロ	−	−	−	1,321	1,957	2,137	2,235	2,008	2,188	2,917	3,220	3,284	3,567	4,263	4,104
│ 技能実習3号イ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	(追加)33	(追加)83	(追加)71	(追加)28
└ 技能実習3号ロ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	(追加)148	(追加)474	(追加)661	(追加)689
文化活動	13	16	13	18	12	9	9	7	10	14	9	8	9	5	7
短期滞在	69	48	47	42	35	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
留学	479	482	541	533 (留学に一本化)	510 (留学に一本化)	460 (留学に一本化)	456 (留学に一本化)	607 (留学に一本化)	665 (留学に一本化)	537 (留学に一本化)	596 (留学に一本化)	646 (留学に一本化)	598 (留学に一本化)	423 (留学に一本化)	341 (留学に一本化)
就学	11	9	12												
家族滞在	325	332	348	348	398	448	463	431	407	394	378	343	329	289	261
永住者	1,043	1,109	1,175	1,272	1,346	1,444	1,491	1,585	1,672	1,759	1,816	1,890	1,995	2,025	1,984
特別永住者	1,293	1,239	1,207	1,179	1,130	1,102	1,083	1,026	1,018	965	953	923	889	854	855
日本人の配偶者等	681	679	675	647	586	549	530	577	539	550	530	531	540	532	537
永住者の配偶者等	20	23	29	33	31	35	38	48	49	50	55	59	54	53	53
定住者	296	314	303	274	239	202	188	210	207	213	228	234	318	303	297
未取得者	14	18	9	3	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	13	14	7	6	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
総数	9,554	9,728	9,698	8,986	8,857	8,905	8,834	9,290	10,279	11,020	11,745	12,038	13,540	13,481	12,931

(法務省在留外国人統計)

県内市町別在住外国人数(2021年6月現在)

	総　数	中　国	ベトナム	韓　国	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	台　湾	米　国	タ　イ	そ の 他
県総数	12,931	3,193	3,799	1,056	2,073	275	167	585	102	196	134	1,351
松山市	3,502	706	856	598	305	8	108	131	60	97	24	609
今治市	3,154	1,125	684	78	880	67	10	101	9	19	9	172
宇和島市	450	76	176	32	78	0	1	27	3	2	14	41
八幡浜市	210	68	51	10	49	0	0	5	1	1	0	25
新居浜市	1,343	172	453	166	168	133	14	84	14	18	6	115
西条市	1, 417	540	383	46	175	50	7	81	5	5	3	122
大洲市	209	23	89	13	33	0	0	5	0	7	3	23
伊予市	278	79	118	20	12	1	10	1	0	6	9	22
四国中央市	916	148	465	30	125	5	6	58	0	7	6	60
西予市	305	94	107	16	31	4	3	7	0	7	1	35
東温市	187	33	90	9	6	1	7	17	2	2	0	20
上島町	292	22	37	1	151	6	0	6	0	2	53	14
久万高原町	22	2	2	6	1	0	0	0	1	3	0	7
松前町	226	36	136	18	18	0	0	2	0	2	1	13
砥部町	75	4	39	9	8	0	0	0	0	1	3	11
内子町	70	14	18	1	3	0	0	0	1	1	0	37
伊方町	61	12	39	0	4	0	0	0	0	5	1	0
松野町	26	0	21	0	3	0	0	0	0	1	0	1
鬼北町	83	33	31	1	4	0	0	1	0	5	0	8
愛南町	105	6	9	2	19	0	1	59	0	5	1	3

(法務省在留外国人統計)

2 外国人材と働くにあたり知っておくべきこと

外国人材採用を検討する前に

外国人材と働くにあたっては、そのメリットと注意点を理解することが重要です。

外国人材と働くメリット

外国人材採用にはたくさんのメリットがあります。自社にとって、どのメリットを生かしていくのか?を正確に把握しておくことが、良い人材の採用に繋がります。

●優秀な人材を確保

就職を希望する外国人材の中には、高い勤労意欲に加え、語学力があり、コミュニケーション力に優れた人材がたくさんいます。

●文化、生活環境にとらわれない多様性によるイノベーション創出

日本人と異なる視点・発想を持った人材が加わることで、社内に対して新しい気づきや刺激を与えることができ、行動の変化が期待できます。業務改善による生産性の向上や、新しいサービス・ビジネスモデル構築にも繋がります。

●海外ビジネスの展開

これから海外取引を始める企業にとっては、相手国の言語を話せ、商慣習や国民性を理解している社員が自社にいることで、取引がスムーズに進むというメリットがあります。
まずは、日本の社風、文化を理解してもらい、尚且つ自国(外国人材の母国)も理解しているという大きなメリットがあります。

外国人材を採用するメリット

3 外国人材採用までの流れ

外国人材の採用の流れは、日本人の採用と大きく変わりませんが、外国人が国内に滞在するための「在留資格」が必要となります。

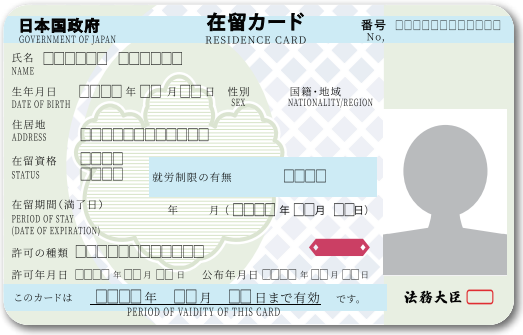

また、外国人労働者の雇用・離職時には、ハローワークへの届出が必要です。事業主が行うべき事項は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）に定められており、指針・届出については、厚生労働省発行の「外国人雇用のルールに関するパンフレット」（※）を確認してください。

（※）厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html

外国人材の求人から採用までの流れ

1. 採用計画
2. 求人を出す（募集広告・人材紹介会社など）
3. 書類選考、筆記試験など
4. 面接（一次面接～最終面接）
5. 在留資格に関するリーガルチェック
6. 内定
7. 雇用契約書作成・合意
8. 在留資格に関する申請
9. 在留資格の許可取得
10. 入社
11. 外国人雇用状況の届出
12. 定着・育成

●文化などの違い

制度・手続きのほか、様々な「違い」にも留意する必要があります。日本人と外国人でとは違った文化的背景を持っているため、お互いの「当たり前」のズレが、ときにはトラブルに繋がります。

他方で、過度に「違い」を気にしすぎて、円滑に外国人材を迎え入れることの妨げになります。事前に「違い」を的確に理解して必要な取組みを行うことで、このようなトラブルを未然に防ぎ、異文化を乗り越え、外国人材が活躍できる社内環境と生活環境を整えることができます。

外国人材採用にあたって取り組むべき事項

留意点	取り組むべき事項
制度・手続き	◆ 想定される在留資格に応じた業務内容の確認
	◆ 在留資格を取得・変更する際の要件の確認
	◆ 内定・入社時の各種手続き
生活の違い	◆ 生活立ち上げ支援
	◆ 外国人支援機関リスト作成
文化の違い	◆ 外国人社員へのビジネスマナー研修
	◆ 日本人社員への異文化研修
	◆ 相互理解促進のための交流イベント
	◆ 宗教に対する配慮
言葉の違い	◆ 就業規則・業務マニュアルなどの見直しや、やさしい日本語・多言語化
	◆ 外国人社員への日本語学習支援
	◆ 日本語コミュニケーションの見直し
仕事観の違い	◆ 制度や会社での働き方に関する説明
	◆ 日本人社員の意識改革
	◆ 定期的な個別面談
	◆ メンターの配置

第2章「外国人材の採用」

1 採用計画

外国人材を採用するにはまずその目的や期待する役割、業務内容、キャリアパスを具体化し、業務上必要なスキルなどを明確にしましょう。

●社内での外国人材採用における背景と目的の説明

新しく採用した外国人材がスムーズに職場に馴染めるよう、外国人材の採用を始める前から、外国人材を採用する目的・期待する役割・受入予定部門などの採用方針を社内で共有することが重要です。経営者、人事、現場社員が採用方針を理解することで円滑な受入れに繋がります。採用計画が決まったら説明する機会を設け、認識を社員全員に共有しましょう。

●求人に向けての一般的な方法

組合との接触方法等の簡単な説明

面接人材との現地にての面接　採用　入国　受け入れまでの説明

愛媛の組合紹介

■管理団体（一般管理事業）

2022年4月現在

団体名	所在地	電話番号
エスシーケイ異業種経済交流事業協同組合	愛媛県今治市喜田村7-3-13	0898-35-5447
えひめ介護ネットワーク協同組合	愛媛県松山市天山2-4-17 アトムセンタービル5F	089-915-1121
愛媛環境創造協同組合	愛媛県東温市下林甲910	089-964-0014
愛媛クリエイト事業協同組合	愛媛県松山市北条辻1126-1	089-908-9071
愛媛県縫製品工業組合	愛媛県今治市松木233-1	0898-43-4112
愛媛県輸出縫製品工業協同組合	愛媛県今治市片山2-10-13	0898-23-3240

次ページにつづく→

→前ページからのつづき

団体名	所在地	電話番号
愛媛国際交流協同組合	愛媛県松山市天山1-12-8	089-987-7877
愛媛造船工業協同組合	愛媛県今治市国分3-6-33	0898-35-0383
えひめファッション産業協同組合	愛媛県松山市東垣生町841-1	089-972-8822
愛媛ファブリック協同組合	愛媛県今治市菊間町浜1493-1	0898-35-3255
MPW協同組合	愛媛県今治市別名町561-11	089-835-5203
大屋造船協力会協同組合	愛媛県今治市伯方町木浦甲4641の内第2	089-772-0070
協同組合瀬戸内産業	愛媛県今治市大西町紺原甲1125-1	089-835-3178
協同組合アジアネット	愛媛県今治市別名403	089-835-3684
協同組合 ファーム アグロ プロセッシング	愛媛県西予市宇和町伊賀上2730	0894-62-9211
協同組合友愛会	愛媛県今治市高部乙19-2	0898-55-8870
グローバル愛媛協同組合	愛媛県八幡浜市大平1番耕地787 第1	0894-35-7878
公益社団法人サンフィールド国際人材育成協会	愛媛県西条市小松町新屋敷甲1852-1	0898-76-9191
宏日技術交流協同組合	愛媛県今治市中寺122-14	0898-35-3010
西条鉄工団地協同組合	愛媛県西条市港1-12	0897-56-5005
四国国際交流事業協同組合	愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめE303	089-968-3881
四国珍味商工協同組合	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1320-10	089-984-7814
自動車整備技術協同組合	愛媛県松山市宮西2-8-27	089-900-4321
しまなみ異業種協同組合	愛媛県今治市玉川町八幡甲285-2	0898-36-8055
新来島どっく協同組合	愛媛県今治市大西町新町甲945	0898-36-5591
製造産業技術協同組合	愛媛県松山市桑原4-13-25	089-961-1375
瀬戸内事業協同組合	愛媛県西予市宇和町東多田96-1	0894-69-5251
瀬戸中央テック協同組合	愛媛県四国中央市寒川町1220-1	0896-28-1716
繊維服装連合協同組合	愛媛県東温市下林甲907-3	089-964-2628

団体名	所在地	電話番号
中四国経済交流事業協同組合	愛媛県松山市神田町3-19	089-967-6334
中四国ディーラーズ協同組合	愛媛県松山市山西町638-23	089-995-8443
ワールドスター国際交流事業協同組合	愛媛県今治市山路783-5	0898-35-0741

■管理団体（特定管理事業）

団体名	所在地	電話番号
アイ・ビイ・エス協同組合	愛媛県西条市大野134-1	0898-66-0821
あおぞら協同組合	愛媛県宇和島市吉田町立間1-2168	089-55-21044
医療社会福祉事業協同組合	愛媛県新居浜市一宮町2-2-17	0897-66-8811
うま商工協同組合	愛媛県四国中央市金生町下分字森ノ木798-2	0896-56-3533
えひめ介護人材協同組合	愛媛県新居浜市泉宮町3-13	0897-66-8331
えひめ中小企業ネットワーク協同組合	愛媛県新居浜市新須賀町2-8-16	0897-35-3080
えひめパートナーサービス協同組合	愛媛県松山市谷町152-3 川上商運ビル	089-909-8828
協同組合イチヒロ	愛媛県今治市八町西4-1-6	0898-23-6126
協同組合テックスタイル	愛媛県新居浜市萩生1309-1	0897-41-8118
協同組合ファイブライン	愛媛県今治市高部甲1305-4	0898-52-7150
公益社団法人JMA国際交流協会	愛媛県松山市福音寺町695	089-915-1711
国際コラボ事業協同組合	愛媛県西予市明浜町狩浜2番耕地1350	0894-89-3130
しまなみセンイ協同組合	愛媛県今治市宅間甲319	0898-32-4413
東洋産業協同組合	愛媛県今治市大西町九王甲214-1	0898-52-8417
日比介護国際協同組合	愛媛県松山市衣山3-1-11	089-90-45235
日本産業技術協同組合	愛媛県松山市北井門2-9-15	089-993-8906
みどりの広場協同組合	愛媛県宇和島市吉田町立間2番耕地146	0895-52-1887
YGインターナショナル協同組合	愛媛県松山市歩行町1-6-3	089-93-25111

●住居の確保支援

会社が住居を契約するなどのサポートが有効です。日本に外国人が多くなったとはいえ、外国人との賃貸契約に難色を示す貸主も一定数おり、住居が見つからないケースもあるので注意が必要です。そして、外国人社員がスムーズに地域コミュニティに馴染むことができるように、可能であれば、入居の日には、会社の人事担当者などが外国人社員と一緒に隣近所に挨拶をすると良いでしょう。

●近隣にある外国人支援機関リストを作成

多くの自治体では、外国人住民に対する各種支援を行っています。東京都でも、外国人雇用に関する情報提供、日本語学習支援、生活支援など、たくさんの支援を実施しています。外国語で対応可能な病院リストを用意している地域もあります。

こうした情報を一覧にまとめ、外国人材が入社したときにすぐに渡せるようにしておきましょう。

●緊急連絡先の確保

トラブルに巻き込まれたり、家庭の事情などで急遽帰国したり、連絡がつきづらくなることが起こる可能性があります。安否確認の手段を事前に確保し、万が一の場合であっても落ち着いて対応できるよう、日本・母国、それぞれの緊急連絡先を確認しておくようにしましょう。また、会社と外国人材双方向に連絡が取りあえるリストを共有することが有効です。

外国人材を採用する場合に必要なこと

外国人材を採用する場合には、上記に加えて、以下の支援も必要となる場合があります。

◆住民登録・年金手続きなどの公的手続

◆銀行口座の開設

◆通信環境（携帯電話・Wi-Fi）の確保

◆生活オリエンテーション（ゴミの捨て方・違法行為などの生活ルールの説明）

第3章「外国人材の受入体制」

1 社風と日本の文化を伝えることが大切

入社時のオリエンテーションで説明すべき内容

- ◆ 企業理念・組織文化・組織目標
- ◆ 配属理由・期待する役割・求める成果
- ◆ キャリアパス
- ◆ 育成計画・研修制度
- ◆ 評価（評価項目・評価基準）
- ◆ 昇進・昇給の条件
- ◆ 異動の可能性

また、日本の生活、勤務慣習は、外国人社員にとっては馴染みのないものも多く、時間をかけて説明する必要があります。お互いが気持ちよく働けるように、外国人社員の価値観を尊重しつつ丁寧な説明を心掛けてください。

掲示物・業務マニュアルの見直し

慣れない環境の中で早く職場に馴染み、業務を覚えてもらうために、掲示物や業務マニュアルなどの文書を見直しましょう。

社内文書見直しのポイント

- ◆やさしい日本語化（または英語化・母国語化）する
  - ●一文を短くする
  - ●二重否定・受身形・使役表現・あいまいな表現を避ける
  - ●漢字にふりがなをつける
  - ●外来語（カタカナ語）はできる限り使わない
- ◆業務マニュアルに写真やイラストを付ける
- ◆分章で説明しにくい業務については、数分間の動画マニュアルを作成する

例えば・・・交流イベントの実施

会社や同僚のことを知ってもらい、帰属意識を高めるためには、様々な社員で交流の機会を持つことが有効です。仕事とプライベートをしっかり分けたいという気持ちから、飲み会への参加には消極的な社員もいますが、業務の合間で実施できるランチ懇談会や異文化勉強会などは、気軽に参加してもらうことができます。

2 外国人社員の受入れのポイント

外国人社員を受入れるにあたってポイントとなるのは、双方（日本↔外国）の「違い」を知り、またその「違いを乗り越える方法」を考えることです。外国人材に日本人と同じ言動を強要せず、その違いを認め、円滑に業務が遂行できるようにお互いが歩み寄ることが必要です。そのうえで、次のポイントが大切です。

外国人社員への日本語学習支援

外国人社員に対して日本語学習に対する支援を実施しましょう。業務ですぐに使える内容であればあるほど、外国人社員のモチベーションを高めることができます。場面別のロールプレイング研修の実施や文章の添削など、実践的な学習機会を提供することで、

日本語で業務を進める企業として考えておきたいのは、日本語コミュニケーションの難しさです。異文化人とコミュニケーションをとる時には、様々な誤解が起きる可能性があります。外国人社員への日本語研修とともに、日本人社員も自身の日本語を見直すなど、双方向の努力が大切です。

例えば、以下のような会話があったとします。

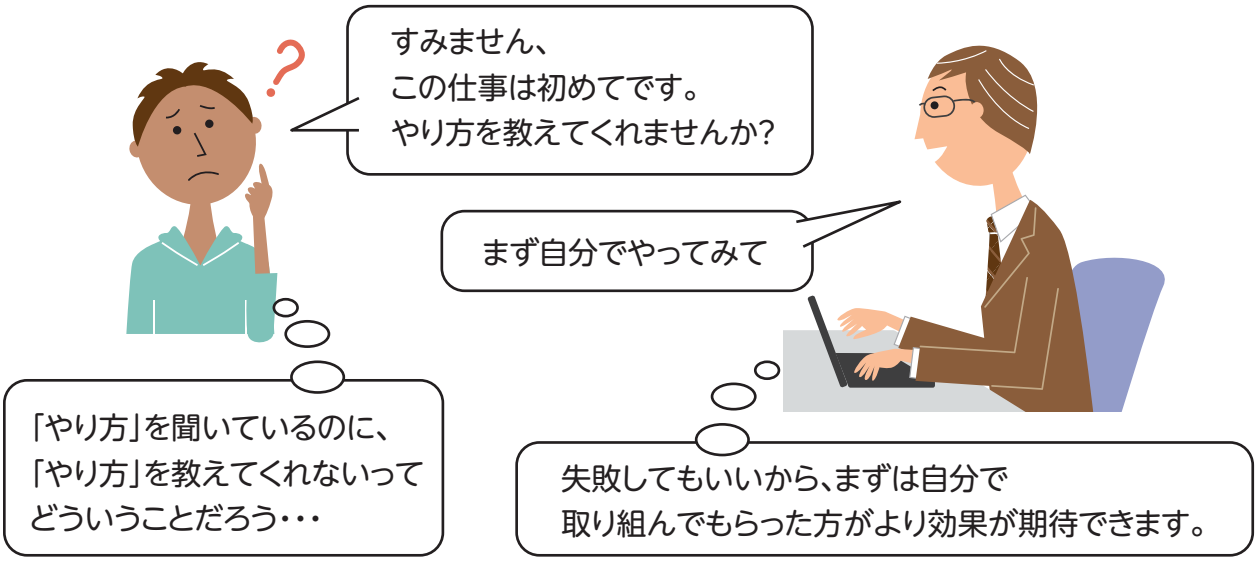

上司の発言には、「やり方がわからなくても自分で試行錯誤しながら経験を積んだ方が本人の成長に繋がりやすい」という価値観・文化が反映されています。日本人同士であれば、この価値観・文化がある程度把握できているため、発言の意図をすぐに理解できるかもしれませんが、文化の異なる外国人社員には、言葉の裏にある意図を読み解くことが困難で、会話が成立していないと感じます。日本人社員は、このようなズレが生じる可能性を知っておく必要があるのです。

外国人社員がこれまで学校で学んできた日本語と、オフィスで使用する日本語、母国語レベルの日本語にはギャップが存在し、オフィスで使用する日本語は、業務上の専門語彙を習得すれば円滑なコミュニケーションができるというわけではなく、言葉の裏にある意図や商慣習などの「文化の違い」を理解する必要があります。この違いを乗り越えるために日本人社員が取り組むべきこととして「やさしい日本語の使用」があります。お互いの歩み寄りによって、ストレスやリスクを軽減させ、業務効率を高めることが大切です。

POINT! 外国人社員がミスをしたときのフォロー・叱り方

初めて日本の企業で働く外国人社員は、環境や生活の激変によって、大きなストレスを抱えることがあります。これから仕事を頑張ろうという高い意識を持つ一方で、小さなミスから自信をなくし、実力を発揮できないということもよくあります。

ミスを叱る場合にも、文化によって叱られるという行為の捉え方が違うため、非常に注意が必要です。人前で叱られたことによって侮辱されたと感じ、退職に繋がってしまうケースもあるほどです。気をつけながら、失敗を繰り返さないためにどうすれば良いか一緒に考えることが重要です。

外国人社員を叱るときに注意すべきこと

- ◆ 絶対に人格否定をしない。人を叱るのではなく、失敗を叱る。
- ◆ 人前を避けて会議室に移動するなど、叱られていることが周囲に知られない環境作る。
- ◆ たとえ部下であったとしても、年長者に対しては敬意をもった態度で接する。

その他、外国人社員と接するうえで日常的に気をつけるべきポイントをまとめました。過度な配慮は不要ですが、お互いが気持ちよく働けるように必要最低限の注意を払って行動しましょう。

●宗教に対する配慮

宗教によって、礼拝、断食、飲食のタブーなど、様々な行動規範が存在します。同じ宗教でも国や地域、個人によって解釈や実践の姿勢が異なりますので、コミュニケーションを取りながら、祈祷スペースとして会議室を開放する、懇親会時の食事メニューに気を配るなど、できることから取り組んでください。配慮する姿勢を示すことで、安心感を持ってもらうことができます。

●絶対に避けるべき事柄

相手との距離を縮めたいと思ってしたことが、外国人社員にとっては非常に敏感な事柄である場合があります。ひどい場合には信頼関係を損ね、退職に繋がります。特に以下の2点は絶対に避けてください。

◆特定の宗教・国・国籍の方に対する持論の展開

「○○教はおかしい」、「○○人はだめだ」といった個人的論の展開は、相手のルーツや尊厳を深く傷つける行為です。

◆結婚・子供の予定などプライベートなことを無理に聞き出す

交際や結婚も人によって状況・考え方が異なり、話したくない事情を抱えている方もいます。飲み会の場面でも、無理に聞き出そうとするのは絶対に避けてください。

愛媛外国人材相談デスク

愛媛県外国人介護支援センター

所 在 地 ｜ 〒790-8553　松山市持田町3-8-15　愛媛県総合社会福祉会館2階
電話番号 ｜ 089-921-5560

高松出入国在留管理局松山出張所

所 在 地 ｜ 〒790-0066　松山市宮田町188-6　松山地方合同庁舎1階
電話番号 ｜ 089-932-0895

ジェトロ愛媛

所 在 地 ｜ 〒791-8057　愛媛県松山市大可賀2-1-28　アイテムえひめ3階
電話番号 ｜ 089-952-0015

外国人技能実習機構松山支所

所 在 地 ｜ 〒790-0003　愛媛県松山市三番町7−1−21 ジブラルタ生命松山ビル1階
電話番号 ｜ 089-909-4110

愛媛県国際交流センター

所 在 地 ｜ 〒790-0844　愛媛県松山市道後一万1番1号
電話番号 ｜ 089-917-5678

愛媛県労働局外国人労働者相談コーナー

所 在 地 ｜ 〒790-8538　松山市若草町4-3　松山若草合同庁舎5階
電話番号 ｜ 089-913-5653

愛媛県経済労働部産業人材課

所 在 地 ｜ 〒790-8570　松山市一番町4-4-2
電話番号 ｜ 089-912-2505

外務省

所 在 地 ｜ 〒100-8919　東京都千代田区霞が関2-2-1
電話番号 ｜ 03-3580-3311

愛媛経済同友会

〒790-0004
愛媛県松山市大街道三丁目1-1 伊予鉄会館6F
TEL：089-921-3827　FAX：089-921-3823

2022年5月発行